

毎週火・金曜日発行（当日が休日に当たるときは、休日の翌日）

福 島 県 報

目 次

- 大規模小売店舗立地法による新設の届出があった件三件 三五
- 農地法第四十一条第一項の規定により裁定の申請があった件 三七
- 国土調査として指定した件二件 三七
- 福島県教育委員会教育長
- 落札者を決定した件二件 三六

告 示

福島県告示第四百三十一号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第一項の規定により、大規模小売店舗の新設について次のとおり届出があった。なお、当該届出及び同条第二項に規定する添付書類を令和五年七月十四日から同年十一月十四日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県北地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及び桑折町産業振興課に備え置いて縦覧に供する。

令和五年七月十四日

福島県知事 内 堀 雅 雄

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
 いちい桑折店 福島県伊達郡桑折町字堰合一番四ほか
- 二 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名
 - 1 大規模小売店舗を設置する者
 名称 株式会社いちい
 代表者の氏名 代表取締役 伊藤 信弘
 住所 福島県福島市さくら一丁目二番地の一
 - 2 大規模小売店舗において小売業を行う者

名称 株式会社いちい

代表者の氏名 代表取締役 伊藤 信弘

住所 福島県福島市さくら一丁目二番地の一

三 大規模小売店舗の新設をする日
令和六年三月一日

四 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
千五百七十四平方メートル

五 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

- 1 駐車場の位置及び収容台数
 - (一) 位置 別紙図面のとおり
 - (二) 収容台数 七十台
- 2 駐輪場の位置及び収容台数
 - (一) 位置 別紙図面のとおり
 - (二) 収容台数 十五台
- 3 荷さばき施設の位置及び面積
 - (一) 位置 別紙図面のとおり
 - (二) 面積 四十平方メートル
- 4 廃棄物等の保管施設の位置及び容量
 - (一) 位置 別紙図面のとおり
 - (二) 容量 二十四・一四立方メートル

六 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

1 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

- (一) 開店時刻 午前九時三十分
- (二) 閉店時刻 午後九時

2 来客が駐車場を利用することができる時間帯
午前九時から午後九時三十分まで

3 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

- (一) 数 二箇所
- (二) 位置 別紙図面のとおり

4 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
午前六時から午後十時まで

七 届出年月日
令和五年六月三十日

（「別紙図面」は、省略し、その図面を縦覧場所に備え置いて縦覧に供する。）
（商業まちづくり課）

福島県告示第四百三十二号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第一項の規定により、大規模小売店舗の新設について次のとおり届出があった。なお、当該届出及び同条第二項に

規定する添付書類を令和五年七月十四日から同年十一月十四日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県東北地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及び本宮市産業部商工観光課に備え置いて縦覧に供する。
令和五年七月十四日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
(仮称)カワチ薬品福島本宮店 福島県本宮市本宮館町百九十八番一ほか
- 二 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名
1 大規模小売店舗を設置する者
名称 株式会社カワチ薬品
代表者の氏名 代表取締役 河内 伸二
住所 栃木県小山市大字卒島千二百九十三番地
- 2 大規模小売店舗において小売業を行う者
名称 株式会社カワチ薬品
代表者の氏名 代表取締役 河内 伸二
住所 栃木県小山市大字卒島千二百九十三番地
- 三 大規模小売店舗の新設をする日
令和六年三月一日
- 四 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
千四百八十五平方メートル
- 五 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
1 駐車場の位置及び収容台数
(一) 位置 別紙図面のとおり
(二) 収容台数 五十七台
2 駐輪場の位置及び収容台数
(一) 位置 別紙図面のとおり
(二) 収容台数 十六台
3 荷さばき施設的位置及び面積
(一) 位置 別紙図面のとおり
(二) 面積 二十七・〇平方メートル
4 廃棄物等の保管施設的位置及び容量
(一) 位置 別紙図面のとおり
(二) 容量 九・〇立方メートル
- 六 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
1 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
(一) 開店時刻 午前九時
(二) 閉店時刻 午後十時
2 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前八時三十分から午後十時三十分まで
3 駐車場の自動車の出入口の数及び位置
(一) 数 二箇所
(二) 位置 別紙図面のとおり

4 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
午前六時から午後十時まで
七 届出年月日
令和五年六月二十八日

(「別紙図面」は、省略し、その図面を縦覧場所に備え置いて縦覧に供する。)
(商業まちづくり課)

福島県告示第四百三十三号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第五条第一項の規定により、大規模小売店舗の新設について次のとおり届出があった。なお、当該届出及び同条第二項に規定する添付書類を令和五年七月十四日から同年十一月十四日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県中地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及び郡山市産業観光部産業雇用政策課に備え置いて縦覧に供する。
令和五年七月十四日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
(仮称)クスリのアオキ磐城守山店 福島県郡山市田村町守山字小性町百二十八番地三ほか
- 二 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名
1 大規模小売店舗を設置する者
名称 株式会社クスリのアオキ
代表者の氏名 代表取締役 青木 宏憲
住所 石川県白山市松本町二千五百十二番地
2 大規模小売店舗において小売業を行う者
名称 株式会社クスリのアオキ
代表者の氏名 代表取締役 青木 宏憲
住所 石川県白山市松本町二千五百十二番地
- 三 大規模小売店舗の新設をする日
令和六年三月一日
- 四 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
千五百九十七平方メートル
- 五 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
1 駐車場の位置及び収容台数
(一) 位置 別紙図面のとおり

- (二) 収容台数 五十五台
 - 2 駐輪場の位置及び収容台数
 - (一) 位置 別紙図面のとおり
 - (二) 収容台数 四十六台
 - 3 荷さばき施設の位置及び面積
 - (一) 位置 別紙図面のとおり
 - (二) 面積 九十・〇平方メートル
 - 4 廃棄物等の保管施設の位置及び容量
 - (一) 位置 別紙図面のとおり
 - (二) 容量 七・五八立方メートル
 - 六 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
 - 1 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
 - (一) 開店時刻 午前九時
 - (二) 閉店時刻 午前零時
 - 2 来客が駐車場を利用することができる時間帯
 - (一) 開店時刻 午前八時三十分から翌日の午前零時三十分まで
 - (二) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置
 - (一) 数 二箇所
 - (二) 位置 別紙図面のとおり
 - 4 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
 - (一) 開店時刻 午前六時から午後十時まで
 - (二) 届出年月日
 - (一) 令和五年六月二十八日
- (「別紙図面」は、省略し、その図面を縦覧場所に備え置いて縦覧に供する。)
(商業まちづくり課)

福島県告示第四百三十四号

農地法(昭和二十七年法律第二百二十九号)第四十一条第一項の規定により、令和五年六月二十一日付けで公益財団法人福島県農業振興公社(福島県農地中間管理機構)から次のとおり農地を利用する権利(以下「利用権」という。)の設定に関する裁定の申請があった。

令和五年七月十四日

- 一 当該申請に係る農地の所在、地番、地目及び面積

所在	福島県知事 内堀雅雄
南会津郡只見町大字梁取字下川原	地番 四七 田 五〇〇平方メートル
同 郡同 町大字只見字寺	地目 畑 四二三 三二四平方メートル
- 二 当該申請に係る農地の利用の現況
保全管理

- 三 当該申請に係る農地についての申請者の利用計画の内容の詳細
水稲及びソバ
 - 四 希望する利用権の始期及び存続期間並びに借賃に相当する補償金の額
 - 1 始期 令和五年九月一日
 - 2 存続期間 一五年
 - 3 借賃に相当する補償金の額 六〇、二一〇円
 - 5 その他参考となるべき事項
 - 1 当該農用地等については、県が事業実施主体となつて農業者の費用負担や同意を求めずに行う基盤整備事業である機構関連事業(土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十七条の三第一項の土地改良事業をいう。)を行うことがある。
 - 2 機構関連事業の主な内容及び留意事項は以下のとおり。
 - 3 機構関連事業の対象となる農用地等の全てについて、農地中間管理機構の借受契約(農地中間管理権)の設定期間が、機構関連事業の事業計画の公告日から一十五年間以上二十年間以下であること。
 - 4 機構関連事業は、農地区画整備(これに付随する農道、農業用排水路、暗渠等の整備を含む。)、農業用排水施設、農道及び暗渠等の整備を行う基盤整備事業である。
 - 5 事業実施区域については、県が市町村、地域の農地や担い手の実態、営農状況等を考慮した上で決定される。
 - 6 機構関連事業対象農用地等に係る農用地区域からの除外は、農地中間管理権の存続期間が満了し、除外要件等を満たす場合に限り可能となる。
 - 7 所有者が農地中間管理を解除した場合等には、特別徴収金(工事に要した費用の全部)を徴収される。
- (農村振興課)

福島県告示第四百三十五号

国土調査法(昭和二十六年法律第八十号)第六条第三項の規定により、国土調査として令和五年七月十四日次のとおり指定した。

令和五年七月十四日

- 一 調査を行う者の名称
会津若松市 福島県知事 内堀雅雄
 - 二 調査地域
会津若松市東山町大字湯本の一部
 - 三 調査期間
令和五年七月十四日から令和六年三月三十一日まで
- (農村計画課)

福島県告示第四百三十六号

国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第六条第三項の規定により、国土調査として令和五年七月十四日次のとおり指定した。
令和五年七月十四日

福島県知事 内堀雅雄

一 調査を行う者の名称

湯川村

二 調査地域

湯川村大字湊の一部及び大字浜崎の一部

三 調査期間

令和五年七月十四日から令和六年三月三十一日まで

（農村計画課）

福島県教育委員会教育長

公告第5号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける白河実業・塙工業統合校実習棟新築（建築）工事の請負について、次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第6条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号）第274条の11第1項の規定により公告する。

令和5年7月14日

福島県教育委員会教育長 大沼博文

- 落札に係る建設工事の名称及び数量
白河実業・塙工業統合校実習棟新築（建築）工事 一式
- 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地
福島県教育庁財務課施設財産室 福島県福島市杉妻町2番16号
- 落札者を決定した日
令和5年5月16日
- 落札者の氏名及び住所
東急・壁巢特定建設工事共同企業体 宮城県仙台市青葉区国分町三丁目6番1号
- 落札金額
2,160,400,000円
- 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 特例政令第6条の公告を行った日
令和5年3月10日

（財務課施設財産室）

公告第6号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける双葉地区特別支援学校移転新築工事の請負について、次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」とい

う。)第6条及び福島県財務規則(昭和39年福島県規則第17号)第274条の11第1項の規定により公告する。

令和5年7月14日

福島県教育委員会教育長 大 沼 博 文

- 1 落札に係る建設工事の名称及び数量
双葉地区特別支援学校移転新築工事 一式
- 2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地
福島県教育庁財務課施設財産室 福島県福島市杉妻町2番16号
- 3 落札者を決定した日
令和5年5月17日
- 4 落札者の氏名及び住所
前田・田中特定建設工事共同企業体 宮城県仙台市青葉区二日町4番11号
- 5 落札金額
2,609,200,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 特例政令第6条の公告を行った日
令和5年3月10日

(財務課施設財産室)